

2018年11月

dカード利用規約（会員規約）

本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。

記

第1部 一般条項

〈第1章 総則〉

第1条（サービス概要）

dカードサービスは、次条第21号の対応携帯電話端末、第22号のその他対応機器又はICチップを搭載したカードを使用するクレジット機能を内容とするサービスであって、当社が提供するものです。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

（1）「dカードサービス」

対応携帯電話端末、その他対応機器若しくは第38号のドコモUIMカード（Type A/B方式）に搭載された非接触型ICチップ又は当社が発行するカードを利用するシステムを用いた次に掲げるサービス

- ①「ショッピングサービス」 加盟店と会員との間の商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引（以下これらを「ショッピング取引」といいます）の代金の決済を行うサービス
- ②「キャッシングサービス」 現金自動預払機（以下「ATM機」といいます）又は現金自動支払機（以下「CD機」といいます）等を利用して第3号の本会員に対する金銭の貸付を行うサービス
- ③ 前各号に付随するサービス

（2）「dカード契約」

当社と次号の本会員との間で成立する契約であって、本規約の定めを内容とするdカードサービスをご利用いただくための契約

（3）「本会員」

本規約を承諾の上、当社に対し d カード契約を申し込み、当社がこれを承諾した方

(4) 「家族会員」

本会員が d カードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、本規約の定めに従うことを承認した家族で、当社がこれを承諾した方

(5) 「会員」

本会員と家族会員の総称

(6) 「ケータイ iD」

次のいずれかのもの

①第 27 号の当社指定アプリが搭載された対応携帯電話端末で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに第 26 号のカード情報が登録されているもの

②当社指定アプリを搭載し、ドコモ UIM カード (Type A/B 方式) が挿入された対応携帯電話端末で、かつ対応携帯電話端末に搭載された非接触型 IC チップ及びドコモ UIM カード (Type A/B 方式) に搭載された非接触型 IC チップに第 26 号のカード情報が登録されているもの又は

③第 22 号のその他对応機器で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに、当社指定の方法によりカード情報が登録されているもの

(7) 「ケータイ iD サービス」

ケータイ iD を使用する d カードサービス

(8) 「d カード」

当社が発行して会員に貸与する IC チップを搭載したプラスチックカード

(9) 「カードサービス」

d カードを使用する d カードサービス

(10) 「iD 一体型カード」

第 32 号の iD サービス (iD/ NFC 機能を除く) を使用することができる機能が搭載された d カード

(11) 「iD 専用カード」

第 32 号の iD サービス (iD/ NFC 機能を除く) のみを使用することができる d カード

(12) 「カード型 iD」

「iD 一体型カード」と「iD 専用カード」の総称

(13) 「カード型 iD サービス」

カード型 iD を使用する d カードサービス

(14) 「d ポイントカード機能一体型カード」

第 8 号に定める d カードのうち、当社が別途定める「d ポイントクラブ特約」に基づき d ポイント加盟店で共通ポイントサービスを受けるために必要となるカードとしての機能を有するもの

(15) 「ケータイ iD 会員番号」

当社がケータイ iD サービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の 16 桁の識別番号

(16) 「カード会員番号」

当社がカードサービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の 16 桁の識別番号

(17) 「会員番号」

ケータイ iD 会員番号及びカード会員番号の総称

(18) 「ケータイ iD 暗証番号」

ケータイ iD サービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM 機若しくは CD 機、または d カードアプリにおいて入力求められる 4 桁の番号

(19) 「カード暗証番号」

カードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店又は ATM 機若しくは CD 機において入力を求められる 4 桁の番号

(20) 「暗証番号」

ケータイ iD 暗証番号及びカード暗証番号の総称

(21) 「対応携帯電話端末」

次のいずれかのもの

①非接触型 IC チップを搭載した当社指定の携帯電話端末

②非接触型 IC チップを搭載し且つドコモ UIM カード (Type A/B 方式) に対応した当社指定の携帯電話端末

(22) 「その他対応機器」

対応携帯電話端末を除く、非接触型 IC チップを搭載した当社指定の機器

(23) 「ケータイ iD 利用番号」

本会員又は家族会員がケータイ iD サービスを利用する (第 26 号のカード情報を設定したその他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合を含み、以下同様とします) ものとして本会員から届け出のあった携帯電話番号 (FOMA・Xi サービス契約に基づき割り振られる契約者識別番号のことをいい、以下同様とします。)

(24) 「ご利用携帯電話番号」

当社又は当社が指定する者が提供する d カードサービスの付帯サービス及び特典の一部を利用するものとして本会員から届け出のあった携帯電話番号

(25) 「ケータイ iD 利用端末」

ケータイ iD 利用番号の登録された第 37 号のドコモ UIM カード若しくは第 38 号のドコモ UIM カード (Type A/B 方式) を挿入している対応携帯電話端末、ケータイ iD 利用番号の登録された対応携帯電話端末

(26) 「カード情報」

ケータイ iD 会員番号、有効期限、総利用枠、d カードサービス利用額その他会員に関する情報

(27) 「当社指定アプリ」

ケータイ iD サービスを利用するために、対応携帯電話端末及び第 38 号のドコモ UIM カード (TypeA/B 方式)、またはその他対応機器の非接触型 IC チップに対して、カード情報の書き込み及び読み出しを行うための当社が別途ホームページ等で指定するアプリケーション (当社が提供する「iD アプリ」を含み、以下同様とします。)

(28) 「ショッピング利用料金」

各会員 (家族会員がいる本会員の場合は家族会員を含みます。以下同様とします) がショッピングサービスを利用することにより、本規約に基づき当社が本会員に支払いを求める料金

(29) 「キャッシング利用料金」

各会員がキャッシングサービスを利用することにより、本規約に基づき当社が本会員に支払いを求める料金

(30) 「d カード利用料金」

ショッピング利用料金及びキャッシング利用料金の総称

(31) 「加盟店」

ショッピングサービスを利用したショッピング取引の取扱いを行うことができる者として、当社が指定する者

(32) 「iD サービス」

当社が展開する「iD」のブランド名で提供されるクレジットによる料金決済その他の金融サービス

(33) 「MasterCard コンタクトレス」

MasterCard International Incorporated (以下「MasterCard」という) が展開する、国際標準規格の非接触型 IC チップを活用した決済サービス

(34) 「iD/ NFC 機能」

iD サービスの付加機能として当社が提供するクレジットによる料金決済機能

(35) 「i モード」

当社が提供するケータイ向けプロバイダ (ISP)

(36) 「sp モード」

当社が提供するスマートフォン向けプロバイダ (ISP)

(37) 「ドコモ UIM カード」

携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、FOMA・Xi サービス契約に基づきお客様に貸与されるカード

(38) 「ドコモ UIM カード (Type A/B 方式)」

非接触型 IC チップを搭載し iD/NFC 機能に対応したドコモ UIM カード

(39) 「iD 提携クレジット会社」

iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社

(40) 「MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社」

MasterCard と提携する銀行及びクレジット会社

(41) 「Visa 提携クレジット会社」

Visa インターナショナルサービスアソシエーションと提携する銀行及びクレジット会社

(42) 「提携クレジット会社」

iD 提携クレジット会社、MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社の総称

第3条 (d カードサービスの種類等)

- 1 d カードサービスの種類及び支払区分は、以下の表のとおりとし、その具体的内容は、第2部及び第3部で定めます。

種類	支払区分
ショッピングサービス	1 回払い
	2 回払い
	ボーナス払い
	リボルビング払い
	分割払い (3 回以上の回数による分割払いをいい、以下同様とします)
キャッシングサービス	
キャッシングリボ	リボルビング払い
海外キャッシュサービス	1 回払い

- 2 前項に定める d カードサービスの種類又は支払区分の一部について、加盟店の機器設置状況その他の事情により、ご利用になれない場合があります。

〈第2章 d カード 契約の締結〉

第4条 (契約申込み)

本会員として d カードサービスの利用を希望する個人は、本規約の内容を承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によって d カード契約締結の申込み (以下「契約申込み」といい、契約申込みをした方を「契約申込み者」といいます) をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。また、未成年

の方からの契約申込みの場合は、その親権者又は後見人の同意を確認させていただきます。

第5条（契約申込みに対する承諾）

- 1 当社は、契約申込み者の審査を行った上でこれを適格と認めたときは、当該契約申込み者にdカードサービスの利用を承諾します（以下、当社が契約申込みに対する承諾をした日を「契約締結日」といいます）。
- 2 本会員と当社とのdカード契約は、当社が前項の承諾をしたときに成立し、これにより本規約が本会員と当社との間に適用されます。
- 3 契約申込み者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、第1項の承諾をしない場合があります。
 - (1) 本会員を契約名義人とする携帯電話契約に係る料金の当社に対するお支払状況が当社指定の基準を満たしていないとき
 - (2) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の①の各号のいずれかに該当し、または②の各号のいずれかに該当する行為をするおそれのあるとき
 - (3) 前各号に定めるほか、当社が定める条件を満たさないとき

第6条（家族会員）

- 1 契約申込み者及び本会員は、本条第2項から第10項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた者をdカードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、家族会員とすることを当社に申し込むことができます。
- 2 前項に基づき契約申込み者又は本会員が家族会員にする者として指定した家族を当社が家族会員とすることを承諾した場合、当該家族は家族会員となり、本会員の代理人としてdカードサービスを利用することができます。
- 3 本会員は、第1項に基づき自己の代理人として指定するにあたり、当該家族会員に対し、当社が当該家族会員用に発行するdカード（以下「家族会員用dカード」といい、当該家族会員用に発行するカード型iD（以下「家族会員用カード型iD」といいます）を含みます）、当該家族会員用に付与するケータイiD会員番号その他家族会員に係るカード情報が設定されたケータイiD（以下「家族会員用ケータイiD」といいます）又は家族会員に係る会員番号、その有効期限若しくは暗証番号（以下すべてを総称して「家族会員用dカード等」といいます）を使用して本規約に基づいてdカードサービスを利用する一切の権限（以下「本代理権」といいます）を授与するものとします。
- 4 本会員は、家族会員に対する本代理権の授与の撤回若しくは取消を行う場合又は代理権の消滅事由がある場合には、当社指定の方法により当社に対して、家族会員によるdカードサービスの利用の終了を申し出るものとします。但し、当該申し出を行う前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
- 5 家族会員による家族会員用dカード等を使用したdカードサービスの利用は、全て本会

員の代理人としての利用とみなされ、本会員は、家族会員による d カードサービス利用に基づく一切の支払債務を負担するものとします。また、本会員は、家族会員用 d カード等による d カードサービスの利用によって生じるすべての責任を負うものとします。

6 本会員は、家族会員に対し、本規約の各規定を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことにより当社が被った損害の賠償について、当社に対し連帯して責任を負うものとします。

7 本会員の d カードサービスのサービス区分及びカード型 iD の発行状況が変更となった場合には、家族会員が利用できる d カードサービスについても当該変更後のサービス区分及び変更時のカード型 iD の発行状況に従うものとします。

8 家族会員は、d カードサービスの利用の終了を希望するときは、当社指定の方法により当社に対して届け出るものとします。この場合、家族会員は、当社が届出を受理した時に家族会員としての地位に基づく権利を喪失します。また、家族会員は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員としての地位に基づく権利を当然に喪失します。

(1) 本会員と当社との間の d カード契約が終了したとき

(2) 第4項に基づき本会員が当該家族会員による d カードサービスの利用を終了したい旨の申し出をしたとき

(3) 会員が死亡したとき又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき

9 家族会員は、本会員と当社との間の iD 専用カードの契約が終了したときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員用 iD 専用カードの利用の権利を当然に喪失します。

10 本会員が、iD 専用カードの利用の終了を当社の定める方法により当社に届け出し、当社がこれを受理したときは、家族会員用 iD 専用カードも同時に利用できなくなります。また、この場合、本会員は、当該家族会員用 iD 専用カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

11 家族会員は、家族会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、直ちに当該家族会員用のケータイ iD 及びドコモ UIM カード (Type A/B 方式) に記録されている自己のカード情報を削除しなければなりません。

(なお、ケータイ iD サービスは、「iD アプリ」の「カード情報自動削除機能」に対応しています。但し、当該機能は、カード情報の削除が必要となった場合に、カード情報を削除することを保証するものではありません。また、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は一切責任を負いません)

また、この場合本会員は、当該家族会員用 d カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

12 会員が前2項に違反した場合であって、当該家族会員以外の第三者が当該家族会員の

家族会員用 d カード等を利用したときは、当社は、当該利用を当該家族会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。

第7条（サービス区分）

- 1 d カードサービスには、「d カード」及び「d カード GOLD」のサービス区分があります。
- 2 サービス区分により、年会費、総利用枠、各利用枠、付帯サービス等及び利用方法等が異なることがあります。

第8条（ケータイ iD 利用番号の届出）

- 1 本会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号（その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は当該携帯電話端末に挿入するドコモ UIM カードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします）を当社へ届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。
 - (1) 本会員が、d カードサービスに利用することにつきケータイ iD 利用番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
 - (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード又は sp モードを使用するための契約が締結されていないとき
 - (3) 当該携帯電話番号が本会員以外の方のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録されている場合
- 2 本会員は、第6条第1項の指定時（以下「家族会員指定時」といいます）に、家族会員がケータイ iD サービスに利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を当該家族会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。
 - (1) 当該家族会員が、ケータイ iD 利用端末を d カードサービスに利用することにつきケータイ iD 利用番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
 - (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード又は sp モードを使用するための契約が締結されていないとき
 - (3) 当該携帯電話番号が当該家族会員以外の方のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録されている場合
- 3 契約申込み者又は本会員は、第1項及び第2項のケータイ iD 利用番号を使用する各会員自身がケータイ iD 利用番号の契約名義人でない場合も、第1項の届出をして契約申込み又は第6条第1項の指定をし、承諾を受けることができます（以下、ケータイ iD 利用番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ケータイ iD 異名義利用者」といいます）。

第9条（契約締結時等の通知等）

- 1 当社は、第5条第1項の承諾又は第6条第2項の承諾をする際、各会員に対し、各会員用ケータイ iD 会員番号及びカード会員番号を付与し、契約申込み時に届け出た本会員の住所宛に、当社が当該会員に対する d カードサービスの提供会社になる旨並びにケータイ iD 会員番号及びカード会員番号、ケータイ iD 会員番号及びカード会員番号の有効期限、サービス区分、総利用枠及び各利用枠その他の当社指定の事項（以下「当社指定事項」といいます）を通知します。なお、ケータイ iD 会員番号は別途、前条に基づき、当社がケータイ iD 利用番号を登録した会員にのみ、当社が指定する方法で、各会員へ通知します。
- 2 当社は、当社が認めた場合でかつ会員の同意が取得できた場合に限り、前項の通知に先立ち電磁的方法により当社指定事項にかかる通知を行います。
- 3 当社は、第23条に基づき、本会員に対して、第1項の通知と併せて、各会員用の d カードを発行します。
- 4 第1項、第3項の通知及び発行については、当社の事務処理の都合により、一部の通知又は発行が別送となる場合があります。

第10条（年会費）

- 1 本会員は、当社に対し、以下に定める年会費を、当社指定の支払方法によりお支払いください。

d カード：1,250円（税抜） d カード GOLD：10,000円（税抜）

- 2 前項の年会費の金額及び支払期日は、前条の通知と併せて通知します。
- 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合を除き、理由のいかんを問わず返還しません。

第11条（総利用枠・各利用枠）

- 1 当社は、審査の上、本会員につき、d カードサービス全体の利用枠（以下「総利用枠」といいます）を当社指定の方法により定めます。会員は、本会員による当社への支払いが済んでいない d カード利用代金（本会員による d カードサービスの利用に係るもののほか、家族会員が第6条に基づき本会員の代理人として d カードサービスを利用したものを含みます）の残高（以下「未支払残高」といいます）を合算した金額が総利用枠を超えない範囲で d カードサービスを利用することができます。
- 2 当社は、審査の上、前項の総利用枠の範囲内で、第3条の d カードサービスについて、以下の各号の利用枠（以下「各利用枠」といいます）を定めることができます。
 - (1) ショッピングサービスの利用枠
 - (2) ショッピングサービスのリボルビング払いの利用枠

- (3) ショッピングサービスの分割払いの利用枠
 - (4) キャッシングサービスの利用枠
 - (5) キャッシングリボの利用枠（但し、100万円を超えない範囲で定めます）
 - (6) 海外キャッシュサービスの利用枠（但し、30万円を超えない範囲で定めます）
- 上記（3）の利用枠については、ショッピングサービスの分割払い、2回払い及びボーナス払いの共通の利用枠を定めるものとします。
- 3 会員は、各 d カードサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該 d カードサービスを利用することができます。但し、ショッピングサービスのリボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス払いは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がショッピングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用でき、また、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービスは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がキャッシングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用できるものとします。
 - 4 当社は、当社が必要又は適当と認めたときは、本条第1項の総利用枠とは別に、分割払いの利用枠を定めることがあります。この場合には、当社指定の方法によりその利用枠を定めます。
 - 5 会員が本条に定める総利用枠又は各利用枠を超えて d カードサービスを利用した場合にも、本会員は、その支払いの責めを負います（なお、事務手続き上の都合により、総利用枠又は各利用枠を超える d カードサービスの利用が可能となる場合がありますので、ご注意ください）。この場合において、会員がリボルビング払いを指定したショッピングサービスについて、第2項第2号の利用枠を超過して利用したときは、その超過した金額の全額を1回払いの扱いとしてお支払いいただきます。
 - 6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令の定め等により当社が必要と認めた場合又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めたときは、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。
 - 7 当社は、必要に応じて本会員に総利用枠又は各利用枠の見直しを行うために必要な書類の提出及び事実の照会を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
 - 8 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。
 - 9 会員は、現金化を目的として商品、現行紙幣・貨幣、サービス等（これらと同様に使用できる証票等を含みます）の購入などにショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。

10 当社は、本条第6項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることがあります。但し、第2項第1号及び第2号の利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めたとき（本会員から異議のある場合を除きます）は、増額をすることがあります。

第12条（付帯サービス等）

- 1 会員は、当社が別に定めるところに従い、当社又は当社が指定する者が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス等」といいます）を利用することができます。但し、会員のdカード契約又はご利用携帯電話番号にかかる契約の契約状況等の事情により利用できる付帯サービス等が限定される場合があります。また、当社は、会員が利用できる付帯サービス等及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります。
- 2 会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については、別途当社から指定の方法により本会員に対しお知らせします。
- 3 付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、会員には、これに従って、付帯サービス等をご利用いただきます。
- 4 会員は、第6条第8項、第40条第2項又は第41条に従い、会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、付帯サービス等を利用する権利についても当然に失います。

第13条（ポイントプログラム）

- 1 当社は、dカードサービスにかかるポイントプログラムを提供いたします。その詳細は「dポイントクラブ会員規約」に定めます。
- 2 本条に定めるポイントプログラムにおいて、当社はdカード利用代金に応じ、dポイントクラブ会員規約の定めに従いdポイントを進呈します。なお、dポイントの進呈の対象となるdカード利用代金には、キャッシングサービス利用分や利息、各種ローン、リボ払い・分割払い手数料、年会費、その他当社が指定する代金は含まれません。
- 3 dポイントカード機能一体型カードは、「dポイントクラブ特約」で定める「dポイントカード」としての機能を有します。dポイントカード機能一体型カードの場合、dポイントカードの利用者として登録できるのは、dカードの契約名義人に限られます。
- 4 当社は、dカードサービスにかかるポイントプログラム及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります。

第14条（付帯サービス等を利用する携帯電話番号の届出）

- 1 本会員は、付帯サービス等の利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号（その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は当該携帯電話端末に挿入するドコモUIMカードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします）を当社へ届け出るも

のとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 本会員が、付帯サービス等を利用することについてご利用携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
- (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード又は sp モードを使用するための契約が締結されていないとき
- (3) 当該携帯電話番号が本会員以外の方の付帯サービス等に係るご利用携帯電話番号として登録されている場合

2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員が付帯サービス等に利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 当該家族会員が、付帯サービス等を利用することについてご利用携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
- (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード又は sp モードを使用するための契約が締結されていないとき
- (3) 当該携帯電話番号が当該家族会員以外の方の付帯サービス等に係るご利用携帯電話番号として登録されている場合

3 契約申込み者及び本会員は、第 1 項及び第 2 項のご利用携帯電話番号を使用する各会員自身のご利用携帯電話番号の契約名義人（以下「ご利用携帯電話番号の契約名義人」といいます）でない場合も、第 1 項の届出をして契約申込み又は第 6 条第 1 項の指定をし、承諾を受けることができます（以下、ご利用携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「付帯サービス等異名義利用者」といいます）。但し、契約申込み者及び本会員が付帯サービス等異名義利用者の場合は、契約締結後別途当社指定のホームページからご利用携帯電話番号を登録する必要があります。

〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉

第 1 節 ケータイ iD サービスに関する管理等

第 15 条（利用準備等）

- 1 会員は、ケータイ iD サービスを利用する場合、ケータイ iD サービスを利用するための準備（d カードサービスのサービス区分が変更された場合及びドコモ UIM カード（Type A/B 方式）が再発行された場合の準備を含みます）として、当社指定アプリを利用してケータイ iD 利用端末又はその他対応機器にカード情報の設定を行ってください。
- 2 前項のカード情報の登録完了後も、当社及び加盟店は、必要に応じて会員に本人確認等

を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。

- 3 会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、第1項に定める利用準備（以下「利用準備」といいます）の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末及びこれに付随して必要となるドコモ UIM カード（Type A/B 方式）等の各種機器の準備、ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線で i モード又は sp モードを使用するための契約の締結その他の必要な準備を行うものとします。
- 4 会員が第1項及び前項に定める準備を怠ったことによりケータイ iD サービスの利用ができない場合には、当社は、その責任を負いません。

第16条（ケータイ iD の取扱い）

- 1 ケータイ iD サービスは、会員ご本人のみが利用できるサービスであり、会員は、当該会員のカード情報を登録したケータイ iD 又はドコモ UIM カード（Type A/B 方式）を当該会員以外の第三者に使用させてケータイ iD サービスを利用させてはなりません。
- 2 会員は、自己のカード情報を登録したケータイ iD について、当該会員以外の第三者への譲渡若しくは貸与、修理、預託、担保提供又は廃棄等の処分をする場合には、当社指定の方法に従い、これらの処分を行う前にケータイ iD に記録されたカード情報を削除しなければなりません（なお、ケータイ iD サービスは、「iD アプリ」（の「カード情報自動削除機能」）に対応しています。但し、当該機能は、カード情報の削除が必要となった場合に、カード情報を削除することを保証するものではありません）。
- 3 本会員は、自己のケータイ iD 会員番号及びその有効期限を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用のケータイ iD 会員番号及びその有効期限について、他人（本会員を除きます）に知られないよう十分注意して管理してください。
- 4 会員のカード情報を登録したケータイ iD 若しくはドコモ UIM カード（Type A/B 方式）、ケータイ iD 会員番号又はその有効期限が使用されてケータイ iD サービスが利用された場合（会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合を含む）は、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第17条（ケータイ iD 会員番号の有効期限及び更新手続き）

- 1 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、当社が指定します。
- 2 ケータイ iD 会員番号の有効期限満了の2か月前までに本会員から第41条に定める解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のケータイ iD サービスの利用を引き続き承諾する

場合には、当社は、当社指定の方法によりその旨を通知します。

- 3 前項に基づく通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けた会員で引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定の期限内に、当社指定アプリを利用してカード情報登録をすることにより、更新手続きを行ってください。なお、当社が定める一部の会員については「iD アプリ」により自動で更新手続きが行われます。
- 4 ケータイ iD 会員番号の有効期限内のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

第 18 条（ケータイ iD 会員番号の再付与）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイ iD 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイ iD 会員番号は失効します。なお、iD サービスのケータイ iD 会員番号又は iD/NFC 機能のいずれかのケータイ iD 会員番号を再付与する場合には、もう一方のケータイ iD 会員番号も連動して再付与されます。
 - (1) 前条第 2 項に定める事由があるとき
 - (2) 第 28 条第 1 項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法によりケータイ iD 会員番号の再付与の申し出を行ったとき
 - (3) 第 20 条第 1 項のケータイ iD 利用番号の再登録が行われたとき
 - (4) ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器の変更（以下「機種変更等」といいます）の際、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき（但し、会員が第 21 条に定めるお預入れ機能を利用して機種変更等完了後の対応携帯電話端末へのカード情報の移行を完了した場合を除く）
 - (5) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線が利用中断（携帯電話番号の紛失時等に、携帯電話番号を別の番号に変えることなく一時的に利用できないようにすることをいい、以下同様とします）となり、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき
 - (6) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話契約について、i モード又は sp モードが廃止となった後に再度利用可能となり、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき
 - (7) その他当社が必要と判断したとき
- 2 当社は、前項に基づきケータイ iD 会員番号を再付与したときは、その旨を本会員の契約申込み時の届出住所又は住所変更の届出がされた場合の変更後住所（以下併せて「届出住所」といいます）宛に通知し又は当社指定の方法により通知します。なお、家族会

員用のケータイ iD 会員番号の再付与に関する通知を受けた本会員は、当該家族会員にその旨を通知してください。

- 3 第15条第1項に基づきカード情報の登録を完了している会員は、前項の通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けたときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD 及びドコモ UIM カード（TypeA/B 方式）に登録されている従前のカード情報を削除してください。また、会員は、第1項第6号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が生じることを知ったときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD 及びドコモ UIM カード（TypeA/B 方式）のカード情報を削除してください。従前のカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 4 ケータイ iD サービスの利用を希望する会員は第2項の通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けたときは、再度新しいカード情報について当社指定アプリを利用してカード情報の登録を行ってください。

第19条（ケータイ iD 暗証番号の設定及び管理）

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族会員指定時に、各会員用のケータイ iD 暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。
- 2 当社は、本会員より申し出のあったケータイ iD 暗証番号を指定の方法により登録します。但し、本会員より申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出た場合には、当社が別途指定するケータイ iD 暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、各会員のケータイ iD 暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員は、前3項に基づき登録された当該家族会員用ケータイ iD 暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己及び家族会員のケータイ iD 暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のケータイ iD 暗証番号を他人（本会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員用のケータイ iD 暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員のケータイ iD 暗証番号が使用されてケータイ iD サービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第20条（ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の取扱い）

- 1 本会員は、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の再登録（新たな別の携帯電話番号への変更を含みます）を当社に申し出ることができます。また、家族会員は、自己のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の再登録を当社に申し出ることができます。この場合、当社は、従前のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を抹消し、会員の申し出た携帯電話番号を会員の新たなケータイ iD 利用番号又は新たなご利用携帯電話番号として再登録します。
- 2 会員はケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の抹消を当社に申し出ることができます。この場合、当社は申し出のあったケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号を抹消します。
- 3 会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号について、次の各号の事由が生じたときは、当社は、当社が特に認めた場合を除き、当該のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を抹消します。
 - (1) ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話契約について、名義変更が行われた場合
 - (2) ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話契約が解約等により終了した場合
 - (3) 会員がケータイ iD 異名義利用者の場合で、ケータイ iD 利用番号の名義人が当該携帯電話番号について、会員がケータイ iD サービスに利用することを停止するよう又は当該携帯電話番号を自己のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録するよう当社に申し出たとき
 - (4) 会員が付帯サービス等異名義利用者の場合で、ご利用携帯電話番号の名義人が当該携帯電話番号を付帯サービス等に利用することを停止するよう又は当該携帯電話番号を自己の付帯サービス等に係るご利用携帯電話番号として登録するよう当社に申し出たとき
- 4 会員は、会員のケータイ iD 利用番号について、前項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じることを知ったときは、次項の新しい携帯電話番号の届出を行うか行わないかにかかわらず、会員の責任において事前にケータイ iD 及びドコモ UIM カード（Type A/B 方式）に記録された会員のカード情報を削除してください。なお、「iD アプリ」の「カード情報自動削除機能」により登録されているカード情報が自動で削除される場合がありますが、当該機能は、カード情報の削除が必要となった場合に、カード情報を削除することを保証するものではありません。また、会員がカード情報を削除すべき場合にカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

また、前項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じた後、第1項のケータイ iD 利用番号の再登録が完了するまでの間は、オンラインでのカード情報削除操作はできませんので、この場合は、当社の所定の窓口においてカード情報の削除手続きをとってください。

- 5 会員のケータイ iD 利用番号について第3項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じた場合で、会員が引き続きケータイ iD サービス等の利用を継続したいときは、会員は、当社に対し、第1項のケータイ iD 利用番号の再登録の申し出を行って、ケータイ iD 会員番号の再付与を受けてください。但し、従前と同じ携帯電話番号を再登録するときは、以下の各号に該当する場合にのみ、再登録が可能です。

(1) 第3項第1号の場合

(2) 第3項第3号の場合で、当該ケータイ iD 利用番号の契約名義人が当該携帯電話番号についてケータイ iD サービス利用への使用を再開することを承諾したとき

なお、第3項第1号ないし第3号の当社によるケータイ iD 利用番号の登録抹消が行われた後、ケータイ iD 利用番号の再登録が完了するまでの間は、従前のケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線が盗難等により、利用中断になったときにおいても、第39条第1項第2号に定める d カードサービスの利用停止の措置をとることができませんので、あらかじめご了承ください。

- 6 当社は、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話回線の番号変更（以下「改番」といいます）があった場合、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を改番後の番号に変更いたします。なお、ケータイ iD 異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者の場合も、予めケータイ iD 異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者に通知し又は承諾を得ることなく、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号を改番後の番号に変更いたしますので予めご了承ください。

第21条（カード情報のお預入れ機能）

- 1 カード情報のお預入れ機能（以下「お預入れ機能」といいます）とは、機種変更等の際に会員の要請に応じ、当社指定アプリを通じてケータイ iD から当社のサーバへカード情報（ドコモ UIM カード（Type A/B 方式）に登録されているカード情報を除き、以下本条において同様とします）を移行し、機種変更等完了後に当該カード情報を当社のサーバからケータイ iD サービスを利用しようとする対応携帯電話端末又はその他対応機器（以下本条において「新携帯電話端末等」といいます）へ移行するサービスです。
- 2 お預入れ機能を利用される際には、機種変更等に先立って当社指定アプリを通じて当社指定の操作をしていただき、ケータイ iD 暗証番号をご入力いただく等当社指定の操作をしていただく必要があります。当社は、ケータイ iD 又は新携帯電話端末等からケータイ iD 暗証番号が入力された上でお預入れ機能が利用された場合は、これを会員による利用であるとみなします。

- 3 当社は、カード情報が当社のサーバ又は新携帯電話端末等に完全に移行されることを保証するものではなく、カード情報を移行する際の通信環境・通信状況によっては、移行が完了せずカード情報が消失してしまう場合があります。この場合、会員は、当社指定の方法に従い、ケータイ iD 会員番号の再付与を希望する旨を当社に申し出ていただき、第15条に定める利用準備を行っていただく必要があります。
- 4 第1項の規定にかかわらず、ケータイ iD、新携帯電話端末等又は当該移行を実施するための機器の故障等により、当該移行を適切に行うことが困難であると当社が判断した場合には、当該移行を実施できない場合があります。

第22条（機種変更等時の対応）

- 1 ケータイ iD の機種変更等をするとき（前条の「お預入れ機能」を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行を行うときを除きます）は、会員は、機種変更等をする前に、会員の責任において機種変更等をしようとするケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。

カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、dカード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

（なお、「iD アプリ」の「カード情報自動削除機能」により登録されているカード情報が自動で削除される場合がありますが、当該機能は、カード情報の削除が必要となった場合に、カード情報を削除することを保証するものではありません。また、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は一切責任を負いません。）

- 2 会員が前項の機種変更等をした後もケータイ iD サービスを継続利用することを希望するときは、第18条の定めに基づき、ケータイ iD 会員番号の再付与を申し出てください。但し、前条のお預入れ機能を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行が完了した場合は、ケータイ iD 会員番号の再付与の申し出は必要ありません。

第2節 dカードサービスに関する管理

第23条（dカードの貸与と取扱い）

- 1 当社は、本会員に対して、第9条、第24条又は第25条に基づき、本会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用 d カードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員については第6条第2項の承認を受けた本会員に対して、第9条、第24条又は第25条に基づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した家

族会員用 d カードを発行し、これを貸与します。

- 2 前項の d カードは、本会員の届出住所宛に送付する方法により交付します。なお、家族会員用の d カードを受領した本会員は、家族会員用 d カードを当該家族会員に交付してください。
- 3 第 2 項の d カード (iD 専用カードを除く) の交付 (家族会員の場合は本会員からの交付) を受けた会員は、直ちに当該 d カードの署名欄に自署してください。d カード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。
- 4 d カードの所有権は、当社に属します。d カードは、印字された会員本人以外は使用してはなりません。
- 5 会員は、当該会員用の d カードの使用、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行ってください。会員は、当該会員用の d カードを他人に貸与、譲渡、質入れ又は寄託してはならず、また、d カードを他人に使用させてはなりません。
- 6 本会員は、自己のカード会員番号及び d カードの有効期限の情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用 d カードの会員番号及び d カードの有効期限の情報についても、他人 (本会員を除きます) に知られることがないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- 7 会員の d カード、カード会員番号又はその有効期限を使用して d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第 2 4 条 (カードの有効期限と更新)

- 1 d カードの有効期限は、当社が指定します。
- 2 前項の有効期限は、d カードに記載され、または当社から別途送付する通知に記載された月の末日までとなります。
- 3 有効期限満了の 2 か月前までに本会員から解約の申し出がなく、かつ、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、次条に基づき新たな d カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。
- 4 会員は、前項の新 d カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 5 カードの有効期限内の d カードを使用した d カードサービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、有効期限経過後の d カードを使用した d カードサービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

第25条（カードの再発行等）

- 1 第9条第3項、第23条第1項又は第24条第3項の規定にかかわらず、当社は、会員のdカードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、dカードを送付せず、会員番号を通知しない場合があります。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、dカードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。dカードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です。）。当社は、お申し出のあった会員に対して、速やかにdカードを送付し、会員番号を通知します。
- 2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会員用のdカードを再発行します。
 - (1) 前条第3項に定める事由があるとき
 - (2) 第28条第2項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申し出を行ったとき
 - (3) dカードサービスにつき第39条の利用停止があった後、dカードサービスの提供を再開するとき（但し、既に再発行を行っている場合を除きます）
 - (4) 本会員がdカードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき
 - (5) 会員がiD一体型カード以外のdカードからiD一体型カードへの変更を希望し、当社がこれを認めたとき
 - (6) その他当社が必要と認めるとき
- 3 前項によりdカードを再発行する場合（但し、前項第1号に該当する場合を除く）、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。
- 4 会員は、新dカードを受領したとき（但し、第2項第2号に該当する場合を除く）又は第1項に基づきdカードの送付を受けず、会員番号の通知を受けない場合は、第三者による不正利用等の防止のため、従前の会員のdカードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、第1項に基づきdカードの送付を受けず、会員番号の通知を受けない場合であっても、本会員及び家族会員は、第23条第6項に定める義務について何らの減免を受けることはありません。会員は、自己の会員番号及びdカードの有効期限の情報を他人（家族会員の場合は本会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。

第26条（カード暗証番号の設定及び管理）

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族指定時に、各会員用のカード暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。

- 2 当社は、本会員より申し出のあった各会員用のカード暗証番号を当社指定の方法により登録します。但し、本会員からの申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出た場合には、当社が別途指定する各会員用のカード暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、各会員用のカード暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員は、前3項に基づき登録された当該家族会員用カード暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己及び家族会員のカード暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のカード暗証番号を他人（本会員を除きます）に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員のカード暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員のカード暗証番号が使用されてカードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するdカード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

第27条（カード型iD）

- 1 カード型iDの貸与、取扱い、有効期限、更新、再発行、カード暗証番号の設定・管理・紛失・盗難等及び偽変造の対応については、第2節及び第3節の規定が適用されます。
- 2 会員が、iD専用カードの利用の終了を希望するときは、当社の定める方法により届け出るものとします。この場合、会員は直ちに自己の責任において会員に貸与されたiD専用カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 3 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のiD専用カードを使用してdカードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するdカード利用代金をお支払いいただきます。

第3節 紛失・盗難等及び偽変造の対応

第28条（紛失・盗難等の届出）

- 1 会員は、各会員用のケータイiD又はドコモUIMカード(TypeA/B方式)の占有を紛失、盗難、詐取又は横領等（以下併せて「紛失・盗難等」といいます）により失った場合には、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

- 2 会員は、各会員用の d カードの占有を紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 3 会員のケータイ iD、ドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) 又は d カードが紛失・盗難等により第三者に利用された場合であっても、当社は、当該利用を本人による利用として取り扱い、本会員には、第 16 条、第 19 条、第 23 条又は第 26 条に基づき、そのケータイ iD、ドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) 又は d カードの使用に係る d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、本会員は、第 31 条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。

第 29 条 (紛失・盗難等時の対応)

- 1 当社は、前条第 1 項の届出を受領したとき又はケータイ iD 若しくはドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) に紛失・盗難等の事態が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第 39 条に従い会員のケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ります。なお、利用停止の処置が完了するまでにケータイ iD 又はドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) を第三者に不正利用されることを防止するため、会員は、ケータイ iD 又はドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) に搭載された機能に応じて、IC チップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。
- 2 当社は、前条第 2 項の届出を受領したときは、第 39 条に従い会員のカードサービスの利用停止の処置を採ります。
- 3 前 2 項のケータイ iD サービス又はカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第 1 項の場合に会員の申し出に応じてカードサービスの利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申し出に応じてケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ることがあります。
- 4 当社は、会員のケータイ iD 又は d カードが第三者によって拾得され、当該拾得者により当社へ届出される等の事情がある場合は、第三者による d カードサービスの不正利用を防止するため、d カードサービスの利用停止の処置を採ります。

第 30 条 (不正利用への対応等)

- 1 当社は、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があると察知したときは、第 39 条第 1 項第 3 号に基づき、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。また、会員に対しお問い合わせをさせていただく場合があります。
- 2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していない d カードサービスの使用があったことを確認したときは、ただちにその旨を当社に届け出てください。
- 3 会員は、認知していない d カードサービスの使用があったときは、ただちに当社にその

旨を届け出てください。

- 4 前2項により、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本会員は、第31条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます。

第31条（保障制度）

- 1 第28条第3項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイ iD 又は d カードを使用された場合であって、同条第1項又は第2項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条に基づき当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るその d カード利用代金相当の損害を補てんします。
- 2 本会員が前項の補てんを受けることができる期間（以下「保障期間」といいます）は、第5条の契約締結日から1年間とし、本会員が本会員としての地位を失わない限り、毎年自動的に更新されるものとします。
- 3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。
 - (1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき
 - (2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき
 - (3) 損害が会員の家族、同居人又は d カードの受領についての代理人など会員と同視すべき方による使用に起因するとき
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠ったとき
 - (5) 紛失・盗難等又は被害状況の届出内容に虚偽があったとき
 - (6) 損害が d カードサービスのうちケータイ iD 暗証番号又はカード暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）
 - (7) 損害が第28条第1項又は第2項の紛失・盗難等の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って90日より前の d カードサービスの利用に起因するとき
 - (8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき
 - (9) 損害がその他本規約に違反するケータイ iD、ドコモ UIM カード（TypeA/B 方式）又は d カードの使用に起因するとき
- 4 会員は、第28条に基づき、紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、ケータイ iD、ドコモ UIM カード（TypeA/B 方式）又は d カードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社

に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、ケータイiD、ドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) 又は d カードを発見又は回収した場合は、ただちに当社にその旨を届け出るものとします。

- 5 会員は、前条に基づき、第三者による d カードサービスの不正利用 (紛失・盗難等に起因する場合を除く) として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉

第 3 2 条 (決済口座)

- 1 本会員が当社に支払うべき d カード利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務 (以下「d カード利用代金等」といいます) は、本会員が支払いのために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み (以下本会員が支払いのために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます) によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座 (以下「当社指定口座」といいます) への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。なお、振込み等により d カード利用代金等を当社指定口座へ入金する場合、金融機関から当該口座に入金された日にお支払いいただいたものとして取り扱います。
- 2 本会員とご利用携帯電話番号の契約名義人及び当該携帯電話契約に係る料金の支払口座 (以下「携帯電話料金支払口座」といいます) の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関についてはこの限りではありません。
- 3 第 8 6 条に定めるキャッシングリボの返済元金及び第 9 1 条に定める海外キャッシュサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第 1 1 条第 3 項の未支払残高に含めて扱うものとします。

第 3 3 条 (支払期日及び利用代金明細情報の通知)

- 1 d カード利用代金等の支払期日は、毎月 1 0 日とします。但し、当該支払月の 1 0 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とします。
- 2 当社は、支払期日の前月 1 5 日を締切日とし、原則として当該締切日までに加盟店から当社に対して d カードサービス利用に関する情報が報告され、または当該締切日までに

現金の借り受けがなされた d カード利用代金等を前項の支払期日の対象として算出するものとします。但し、事務手続き上の都合により、当該締切日の対象となる d カード利用代金等の請求が、上記支払期日の翌月以降を支払期日とする場合があります。

- 3 当社は、当月の支払期日の対象となる d カード利用代金等に関する明細情報（家族会員の利用代金明細情報を含みます。以下本条において同様とします。以下「利用代金明細情報」といいます）を支払期日までに当社が指定するウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。会員は当社指定の方法により利用登録を行ったうえで、利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。この場合、本会員は、自己及び家族会員の利用代金明細情報を閲覧することができ、また家族会員は、当該家族会員に係る利用代金明細情報のみを閲覧することができます。
- 4 前項の規定にかかわらず、利用代金明細情報に、割賦販売法第30条の2の3第3項各号、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される事項に係る情報（以下「法定事項」といいます）が含まれる場合、当社は、その利用代金明細情報を支払期日までに本会員の届出住所宛に書面を送付することにより通知するものとします。
- 5 利用代金明細情報（法定事項を含むものを除きます）について、書面による通知（以下、この通知書面を「利用代金明細書」といいます）を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合、当社は承諾した日の属する月の翌月又は翌々月（当社所定の締切日により異なります）以降、毎月の支払期日までに本会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付します。
この場合、本会員は、利用代金明細書発行手数料として、当社指定の手数料を当社指定の方法によりお支払いいただきます。
- 6 第4項に定める書面又は第5項の「利用代金明細書」（以下「利用代金明細書面等」といいます）が、第46条第1項に定める変更の届出が行われなかったこと等、本会員の責めに帰すべき事由により、当社へ返戻される状態が一定期間継続する等した場合、当社は利用代金明細書面等の送付を停止します。この場合、会員は第3項に定める方法により利用代金明細情報を確認してください。なお、会員が第46条第1項に定める変更の届出を行った後、当社へ当該送付停止期間中の利用代金明細書面等の再送を申し出た場合、当社は当該送付停止期間中の利用代金明細書面等を再送します。但し、停止した日から当社所定の期間を経過した場合、再送できない場合があります。
- 7 本会員は、第3項の利用代金明細情報の閲覧が可能となった後、または第5項の利用代金明細書受領後（以下総称して「利用代金明細情報受領後」といいます）直ちにその内容を確認し、これに対し異議があるときは、利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申し出てください。異議の申し出がない場合、本会員が当該利用代金明細情報の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第34条（海外における d カード利用代金の決済レート等）

- 1 日本国外におけるカードサービスの利用に係る d カード利用代金は、その外貨額を MasterCard 又は Visa インターナショナルサービスアソシエーション(以下総称して「国際提携組織」といいます)の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。当社所定の費用の詳細は、d カードのホームページに掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- 2 日本国外における iD/NFC 機能を用いたショッピング利用代金については、その外貨額をショッピングサービス利用時点での当社が指定するレートで円貨に換算します。
- 3 本会員が日本国外でカードサービスを用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項(レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます)又は第2項に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 4 本会員が日本国外で iD/NFC 機能を用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項(レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます)及び第2項に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 5 日本国外でカードサービスを利用する場合であって、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、本会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードサービスの利用の制限又は利用停止に応じていただくことがあります。

第35条(決済口座の残高不足等による再振替等)

- 1 決済口座の残高不足等により、支払期日において当社に支払うべき債務の決済口座からの自動振替等ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部又は全部につき決済口座からの自動振替等(以下「再振替等」といいます)を行うことができます。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時、場所及び方法でお支払ください。
- 2 会員は、当社が別途定める再振替等を行う際にかかる費用を負担するものとします。またその費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第36条(支払金等の充当順序)

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によりい

ずれの債務にも充当することができます。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第37条（手数料率等の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボルビング払いの利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の料率（これらを併せて以下本条において「手数料率等」といいます）について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、一般に行われる程度の変更を行うことができます。この場合、第47条の規定にかかわらず、当社指定の方法により、当社から本会員に対し手数料率等の変更の通知を発信した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボルビング払いについては、通知発信後の未支払残高に対し、分割払い及び海外キャッシュサービスについては、通知発信後の利用分から、変更後の新手数料率等を適用します。

〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第38条（期限の利益の喪失）

- 1 本会員に次のいずれかの事由があるときは、本会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞したとき（但し、本項第5号に規定する場合を除きます）及び第40条の規定によりdカード契約が解約になったとき
 - (2) 仮差押え、差押え、競売の申請、破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て等の法的な債務整理手続きの申立てがあったとき
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差押えがあったとき
 - (4) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき又は支払いを停止したとき
 - (5) リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス払いのショッピング利用代金債務のうち割賦販売法第35条の3の60第1項に定める取引によるものではないものについては、その履行を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をしたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (6) 第46条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が相当期間に渡り不可能な状態にあると判断されたとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）
 - (7) ケータイiD利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話契約に関して申告された届出事項が虚偽の内容であることが判明したとき（但し、ケータイiD異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者の場合を除きます）
- 2 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

- (1) 第65条により所有権留保された商品を他に譲渡し、賃貸、質入れその他の処分を行ったとき
- (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- (3) 契約申込みに際して、虚偽の申告があったとき
- (4) 本会員を契約名義人とする携帯電話契約（但し、当社が提供する携帯電話サービスに係るものに限ります）が解約となったとき（但し、本会員からの申し出による解約の場合を除きます）
- (5) 本会員の信用状態が悪化したとき

3 本会員は、前2項により債務をお支払いいただくべき場合には、第35条第1項但書の定めによりお支払いいただきます。

第39条（dカードサービスの利用停止）

1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員のdカードサービスの一部又は全部の利用を停止します。

- (1) 第28条第1項又は第2項の届出があったとき
- (2) 会員がケータイiD異名義利用者の場合で、会員のケータイiD利用番号に係る携帯電話回線が紛失等により利用中断になった場合であって、ケータイiD利用番号の契約名義人から当社に対して申し出があったとき
- (3) 会員のdカード、ケータイiDについて、当社がdカードサービスの不正利用の事実を確認したとき又は当社が不正利用のおそれがあると判断したとき
- (4) 会員による当社設備に過度な負担を与える等、当社のサービス・事業の運営に支障を与える、またはそのおそれのある行為を確認したとき
- (5) その他当社が必要と判断をしたとき

2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のdカードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるdカードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM等を通じてdカードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。

- (1) 金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了していないとき
- (2) 会員が総利用枠若しくは各利用枠を超えた利用を行う、または行おうとしたとき
- (3) 会員のdカードサービスの利用状況が不適當であり、または不審であると当社が判断したとき
- (4) 延滞が頻繁に発生する等、dカード利用代金の支払状況が良好でないと当社が認めるとき
- (5) 本会員を契約名義人とする携帯電話回線で、本会員のケータイiD利用番号に係る携帯電話回線以外のものが解約となった場合（但し、本会員からの申し出による解約

の場合を除きます)

- (6) その他会員が本規約に違反し、または違反するおそれがあると当社が認めるとき
 - (7) 本会員のケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更等、i モード又は sp モード廃止等当社所定の事由が発生したとき
 - (8) 会員が当社所定の期限内に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書類の提出を行わなかったとき
 - (9) 前号に定める書類等の調査の結果、会員の返済能力を超える利用であると当社が判断したとき
 - (10) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等、その他関連法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (11) その他第40条第1項各号に定める事由が生じたとき
- 3 前2項によりケータイ iD サービスの一部又は全部が利用停止となったときは、当社指定の場合を除き、会員は、自己の責任においてケータイ iD 及びドコモ UIM カード (TypeA/B 方式) に記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 4 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

第40条 (当社の解約による契約終了)

- 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。
- (1) 本規約の規定のいずれかに違反したとき
 - (2) 契約申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定又は信用状況に係る事実について、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (3) d カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
 - (4) 会員の d カードサービスの利用状況が著しく不適當であり、または著しく不審であると当社が判断したとき
 - (5) 契約申込み後3か月以内に金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了しないとき
 - (6) 第5条第1項の契約締結日から2か月以内に当社の定める本人確認等手続きが完了しないとき
 - (7) 第17条第2項に基づく当社からの通知がなされないままケータイ iD 会員番号の有

効期限満了の日が経過し、または第24条第3項の本会員のdカードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき

- (8) 本会員が死亡したとき又は本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡があったとき
 - (9) 第46条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が不可能な状態にあると判断したとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）
 - (10) 会員のケータイiD利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話契約に関して申告された重要な届出事項が虚偽の内容によるものであったことが判明したとき（但し、ケータイiD異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者の場合を除きます）
 - (11) 会員のケータイiD利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話契約が解約となった場合（但し、会員がケータイiD異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者である場合及び会員からの申し出による解約の場合を除きます）
 - (12) 会員を契約名義人とする携帯電話回線に係る約款等に違反した場合であって、当社がdカード契約を継続できないと判断したとき
 - (13) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の④の各号のいずれかに該当し、当社がdカード契約の継続が困難であると判断したとき
 - (14) その他本会員の信用状態が悪化した等当社がdカード契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 前項により契約が解約されたときは、会員は、当社に対する会員としての地位に基づく権利を喪失します。

第41条（会員の申し出による契約終了）

本会員がdカード契約の終了を希望するときは、当社宛に当社所定の方法により届け出てください。この場合、会員は、当社が届出を受理した時に会員としての地位を喪失します。

第42条（契約終了時の管理責任）

- 1 前2条によりdカード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、ケータイiD及びドコモUIMカード(TypeA/B)（家族会員用ケータイiD及びドコモUIMカード(TypeA/B)を含みます）に記録されているカード情報を削除しなければなりません。なお、「iDアプリ」の「カード情報自動削除機能」により登録されているカード情報が自動で削除される場合がありますが、当該機能は、カード情報の削除が必要となった場合に、カード情報を削除することを保証するものではありません。また、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者にiDサービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は一切責任を負いません。（カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイiDサービスを利用されてしま

った場合でも、dカード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いただくこととなりますのでご注意ください。)

- 2 前2条によりdカード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、本会員に貸与されたdカード(家族会員用dカードを含みます)を切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 3 本会員が前2項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のカード情報が記録されたケータイiD又は当該会員のdカードを使用してdカードサービスを利用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生するdカード利用代金をお支払いただきます。
- 4 会員が本規約に基づいて当社に負った債務の取扱いについては、dカード契約が終了した後においても、本規約を適用します。

第43条(dカードサービス提供の中止等)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員に事前に通知することなく、dカードサービスの提供を一時停止又は中止することができます。
 - (1) dカードサービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき
 - (2) 停電その他の不可抗力により、dカードサービスの提供をすることが困難であるとき
 - (3) 前2号に掲げるほか、当社がdカードサービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき
- 2 前項に定める場合のほか、当社は、技術上又は営業上の判断により、dカードのホームページでの告知その他当社所定の方法によって会員に周知した上で、dカードサービスの提供を一時停止若しくは中止又は廃止(事業譲渡及び組織変更による場合を含みます)することができます。
- 3 前2項に基づき、dカードサービスの提供の一時停止若しくは中止又は廃止の措置がとられたことにより、会員又は第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

〈第6章 雑則〉

第44条(免責条項)

当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りでは

ありません。

- (1) 会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、iモード若しくはspモードその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（ICチップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき
- (2) 対応携帯電話端末、その他対応機器、対応携帯電話端末若しくはその他対応機器に搭載された非接触型 IC チップ、ドコモ UIM カード又はドコモ UIM カード（Type A/B 方式）に搭載された非接触型 IC チップ等の技術的な欠陥又は品質不良等の原因により、会員が d カードサービスを利用できないとき

第45条（当社からのご案内）

- 1 当社は、d カードサービス、付帯サービス等、または d カードにかかるポイントプログラムの提供にあたり必要な事項を以下のいずれかの方法によりご案内することがあります。
 - (1) 会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話端末へ電子メールを送付する方法
(なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます)
 - (2) 会員が、d カードにかかるポイントプログラムの提供を受ける d アカウントとして、d ポイントクラブ会員規約に従い当社へ届け出た d アカウントにかかるメールアドレスへ、電子メールを送付する方法
(なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます)
 - (3) 会員の届出住所宛に書面を送付する方法
- 2 会員は、前項第1号又は第2号の送信先について、当社からお送りする電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。
- 3 当社は、第1項第1号又は第2号の方法によりご案内については、当社から電子メールを送信した時点で会員に到達したものとみなします。

第46条（届出事項の変更）

- 1 会員が当社に届け出た事項（氏名、住所、取引目的、職業、勤務先、連絡先、決済口座、ご利用携帯電話番号その他当社指定の事項）に変更が生じた場合には、会員は、遅滞なく、指定の届出用紙の提出又は電話若しくはインターネットによる届出等、当社指定の方法により当社に対して変更事項を届け出てください。但し、氏名、決済口座その他当社が必要と認める事項に関する変更の場合には、指定の届出用紙を提出してください。
- 2 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなして本規約を適用しま

す。

- 3 前1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

第47条（規約の変更、承認）

本規約の変更について、当社がその内容を当社所定の方法により本会員に対して通知し、又は公表した後に会員がdカードサービスを利用したときは、変更事項又は新dカード利用規約を承認したものとみなして変更事項又は新dカード利用規約の各規定を適用します。なお、当社からの通知がメールにより行われた場合には、当社の送信用電子計算機から発信された時点で通知がなされたものとみなします。

第48条（dカード利用代金等の譲渡等）

- 1 当社は、本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権について、必要に応じ、取引金融機関（その関連会社を含みます）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含みます）又は債権回収会社（以下、これらを併せて「金融機関等」といいます）のうち、当社の指定する者（以下「債権回収委託先」といいます）にその回収業務及びこれに付随する業務を委託する場合があります。会員は、dカードの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報がこの委託に伴って当社から当該債権回収委託先に開示されることをご承諾いただきます。
- 2 会員は、当社が本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権を必要に応じ金融機関等に譲渡し、質入れその他担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること及び当社が金融機関等との間で本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権に関するその他の取引をすること並びにこれらの取引に伴ってdカードサービスの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報が当社から当該第三者に開示されることについて、あらかじめ異議なくご承諾いただきます。

第49条（個人情報の取り扱い）

当社は、dカードサービスの提供にあたり取得する個人情報を別途定める「個人情報の取り扱いに関する同意事項」に従い取り扱います。

第50条（費用の負担）

- 1 ケータイiDを利用するにあたって必要となるパケット通信その他のケータイiDに係る利用料金については、会員（ケータイiD異名義利用者の場合は、当該ケータイiD利用

番号の契約名義人) の負担となります。

- 2 年会費等、本会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合には、本会員には、当該公租公課相当額又は当該増加額をご負担いただきます。
- 3 印紙代、公正証書作成費用等、支払督促申立て費用、送達費用等、当社が会員との法的措置（法的措置に準じた手続き、交渉等を含みます）に要した費用については、その発生時期が本会員との d カード契約の終了の前後を問わず、本会員にご負担いただきます。
- 4 金融機関等を利用して振込により当社指定口座へ入金する場合の金融機関所定の振込手数料その他 d カード利用代金等の支払いに要した各種手数料は、本会員にご負担いただきます。
- 5 第 3 2 条第 1 項に基づき、d カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）を決済口座からの自動振替等により支払う場合において支払期日に口座振替又は自動払込みがなされなかった旨の通知を当社が当該決済口座を管理する金融機関から受領したとき、または当社指定口座へ振込にて支払う場合において当社指定口座への振込が支払期日までになされなかったときは、システム処理手数料その他 d カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、400 円（税別）を本会員にご負担いただきます。

第 5 1 条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店又は営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 5 2 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

第2部 ショッピングサービス

〈第1章 ショッピングサービスの利用〉

第1節 ケータイ iD を使用したショッピングサービスの利用

第53条（利用可能な加盟店等）

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店においてケータイ iD の使用によるショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスのご利用ができない場合があります。
 - (1) 当社の加盟店のうち、iD サービスに対応した読取機を設置している加盟店
 - (2) 前号以外の iD 提携クレジット会社又は MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社の加盟店のうち、iD サービス又は iD/NFC 機能に対応した読取機を設置している加盟店
 - (3) コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店
- 2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、ケータイ iD 及びケータイ iD 会員番号等の個人情報が窃取又は悪用等されないように十分に注意して、これらを管理してください。

第54条（加盟店の店頭での利用手続き）

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、以下の各号に定めるいずれかの手続きを行うことにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。
 - (1) iD サービスをご利用の場合
加盟店においてケータイ iD を読取機にかざし、ケータイ iD 暗証番号を入力すること
 - (2) iD/NFC 機能をご利用の場合
加盟店においてケータイ iD を読取機にかざし、ケータイ iD 暗証番号を入力するか、伝票へ署名を行うか、またはケータイ iD 暗証番号を入力し、且つ伝票へ署名を行うこと
- 2 ショッピング取引の利用代金が iD サービス及び iD/NFC 機能を提供する当社が別途定める一定額を超えない場合又は当社、iD 提携クレジット会社若しくは MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社が適当と認めた場合においては、前項及び第55条に定めるケータイ iD 暗証番号の入力及び伝票への署名を省略する

こと等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ケータイ iD の使用によるショッピングサービスをご利用いただけないことがあります。

- (1) 第1項に基づき会員がケータイ iD 暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたケータイ iD 暗証番号と一致しないとき
- (2) ケータイ iD 内の非接触型 IC チップの情報を読み取ることができないとき
- (3) 第56条第2項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第55条（オンライン取引の際の利用手続き）

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、加盟店においてケータイ iD を読取機にかざすことに代えて、ケータイ iD のカード情報等をオンラインによって iD サービスを提供する当社に通知し、ケータイ iD 暗証番号を入力することにより、ショッピングサービスを利用することができます。なお、iD/ NFC 機能はオンライン取引非対応となっています。

第56条（ケータイ iD サービスの利用承認）

- 1 加盟店におけるケータイ iD サービスの利用に際しては、原則として、当社の利用承認を必要とします。この場合、ご利用の取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接に、または iD 提携クレジット会社若しくは MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、d カードの利用状況及び本人確認等に関し照会を行いますので、会員には、あらかじめこれをご了承いただきます。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるケータイ iD サービスの利用が適当でないと判断した場合には、ケータイ iD サービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第2節 d カードを使用したショッピングサービスの利用

第57条（利用可能な加盟店）

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店において d カードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスのご利用ができない場合があります。
 - (1) 当社の加盟店
 - (2) 前号以外の MasterCard (MasterCard コンタクトレス含む) 提携クレジット会社

又は Visa 提携クレジット会社の加盟店

2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、d カード、カード会員番号及びカード有効期限等の個人情報が窃取又は悪用等されないように、また売上票等が偽造又は変造等されないように十分に注意してください。

第 58 条（加盟店の店頭での利用手続き）

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、d カード（カード型 iD を除く）をご利用の場合は加盟店に d カードを提示して所定の売上票に署名することにより、カード型 iD をご利用の場合は加盟店においてカード型 iD を読取機にかざしカード暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。
- 2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略し、または署名に代えて若しくは署名とともにカード暗証番号の店頭端末機への入力等当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを利用していただくことがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ショッピングサービスの利用ができないことがあります。
 - (1) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のものと認められないとき
 - (2) 会員がカード暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたカード暗証番号と一致しないとき
 - (3) 第 62 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第 59 条（郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き）

郵便、ファックス又は電話等によって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等を記入した所定の申込み文書を加盟店に郵便で送付若しくはファックスで送信することにより、又は電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、d カードサービスを利用することができます。

第 60 条（オンライン取引の際の利用手続き）

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードサービスを利用することができます。

第61条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてdカードサービス及びiDサービス（iD/NFC機能は非対応です）を利用することができます。この場合、会員は、dカードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイiD若しくはdカードの有効期限等が変更されたとき、dカードサービスの利用が停止されたとき、又はdカード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイiD又はdカードの有効期限等の変更内容及びdカードサービスの利用可否に関する情報を加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。

第62条（dカードサービスの利用承認）

- 1 dカードサービスの利用に際しては、原則として当社の利用承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接又は提携クレジット会社を経由して、加盟店若しくは会員自身に対し、dカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるdカードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、dカードサービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第3節 その他

第63条（債権譲渡の承諾等）

- 1 dカードサービス利用による取引により加盟店が会員に対して有する債権に関し、会員には、以下に掲げる各事項についてあらかじめ異議なくご承諾いただきます。なお、加盟店、提携クレジット会社及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求をいたしません。
 - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡又は当社が当該加盟店に立替払いすること（この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジット会社を除く）を経由する場合があります）
 - (2) 提携クレジット会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジット会社に債権譲渡又は提携クレジット会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、及び当該提携クレジット会社が当社に債権譲渡又は当社が当該提携クレジット会社に立替払いすること

- 2 会員は、ショッピングサービス利用に係る債権の特定と内容確認のため、ショッピング取引の内容及びそれに関する情報について、加盟店が当社に開示することをご承諾いただきます。

第64条（加盟店との紛議）

- 1 ショッピングサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店とにおいて解決していただきます。
- 2 ショッピングサービスの利用により加盟店と取引した後に、加盟店との合意によって取引を取り消す場合には、その取引に係るショッピング利用代金の精算については、当社所定の方法によるものとします。

第65条（所有権留保）

会員は、ショッピングサービスの利用により購入した商品の所有権が当該商品に係るショッピング利用代金債務を当社に完済するまで、当社に帰属することをご承諾いただきます。

第66条（遅延損害金）

- 1 本会員が第38条によりショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その金額について期限の利益喪失の日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。
 - (1) 分割払い（第77条のボーナス併用分割払いも含みます）、2回払い又はボーナス払いに係る分割支払金合計の残額（付利単位1,000円）については、当該残高（付利単位1,000円）に対し商事法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額
 - (2) 分割払い、2回払い又はボーナス払い以外の支払区分に係る利用代金（付利単位1,000円）については、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額
- 2 前項の場合を除き、本会員がショッピング利用代金（付利単位1,000円）の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を支払うものとします。但し、分割払い（第81条のボーナス併用分割払いも含みます）、2回払い又はボーナス払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を超えないものとします。

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節 支払区分

第67条（ショッピング利用代金の支払区分）

1 ショッピング利用代金の支払方法には、次の方法があります（以下、本条に定める支払方法を「支払区分」といいます）。但し、一部の加盟店では、1回払い以外の支払区分の指定をすることができないことがありますので、ご了承ください。また、会員がdカードを受領するまでの期間は1回払い以外の支払区分を指定することはできません。

(1) ケータイiD又はカード型iDによりiDサービスを使用する場合のショッピング利用代金の支払区分

ア 1回払い

イ リボルビング払い

ウ 分割払い なお、第77条のボーナス併用分割払い（ボーナス月の支払金額を加算してお支払いいただく方法）も指定いただけます。

(2) dカード（カード型iDによりiDサービスを使用する場合を除く）の使用によるショッピング利用代金の支払区分

ア 前号アからウ（ボーナス併用分割払いを含みます）までに定める方法

イ 2回払い

ウ ボーナス払い

2 会員は、本規約に別途定める方法により、前項の支払区分を指定してください。

3 会員が、本規約に基づく有効な支払区分の指定を行わなかった場合には、当社は、支払区分を1回払いとする指定があったものとして取り扱います。

4 会員が本条に定める支払区分の指定を行った場合の手数料、支払金額等の取り扱いについては、当社は、本規約に別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用の際に支払区分の指定があったものとして取り扱います。

第2節 ショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス払い

第68条（1回払い・2回払い・ボーナス払い）

1 会員は、加盟店の店頭において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を1回払い、2回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイiD又はカード型iDの利用による2回払い及びボーナス払いの指定はできません。

2 ショッピングサービスの利用による1回払い、2回払い及びボーナス払いの支払期日並びに支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日（1回払いについては、全額の支払期日）が遅れることがあります。

(1) 1回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日

- (2) 2回払い 利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日
- (3) ボーナス払い 毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日（但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります）

第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い

第69条（リボルビング払いの指定）

- 1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
 - (1) 会員が、加盟店の店頭におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法（なお、ケータイiD又はカード型iDの利用による本号に定めるリボルビング払いの指定はできません）（以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます）
 - (2) 本会員が、ショッピングサービスの利用前に、当社に対し、あらかじめ設定する金額を超えたショッピング利用代金につき、超えた金額を自動的にリボルビング払いにする旨を申し出て、当社がこれを適当と認めることにより指定する方法（但し、会員が、ショッピングサービスを利用の際に、2回払い、ボーナス払い又は分割払いを指定したときは、当該利用代金については、利用の際に指定した支払区分が優先的に適用されます。また、一部の加盟店においては、本号の指定がなされていた場合でも1回払いの取扱いとなる場合があります）（以下本号に定める方法を「自動リボルビング払い」といいます）
 - (3) 各ショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに当社が定める方法により支払区分変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いに変更する方法（但し、ボーナス払いからの変更申し出があった後、ボーナス払いの各支払期日の締切日までに本会員と当社とのdカード契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います）（以下本号に定める方法を「事後リボルビング払い」といいます）
- 2 会員が前項第3号の指定をしたときの手数料及び支払金額等については、1回払い及び2回払いからの変更の場合は、ショッピングサービス利用時にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱い、ボーナス払いからの変更の場合は、ボーナス払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱います。

第70条（手数料）

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。

(1) 随時リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

(2) 自動リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。

(3) 事後リボルビング払い

変更前の各支払区分の最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

第71条（支払額及び支払期日）

- 1 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、各回の支払額として当社があらかじめ設定し又は会員が当社指定の上限額を超えない範囲において当社指定の方法により指定した金額（但し、5千円又は1万円以上1万円単位とします）（以下併せて「指定支払額」といいます）に、前条に定める手数料を加算した金額を、各回のショッピング利用代金の支払金額（以下「弁済金」といいます）として、第33条の定めに従い翌月の支払期日にお支払いいただきます。
- 2 前項にかかわらず、締切日までのリボルビング払いの未決済残高が指定支払額に満たないときはその未決済残高に、前条に定める手数料を加算した金額を弁済金として、当該締切日に係る翌月の支払期日にお支払いいただくものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額支払額（1万円以上1万円単位）を加算した額を弁済金として支払う方法とすることができます。
- 3 なお、ご利用日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第72条（繰上返済）

本会員は、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法」、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等」又は「繰上返済の可否及び方法」（以下、併せて「後記」といいます）に定める繰上返済の方法及び条件により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第73条（サービス利用後の取消し）

リボルビング払いの対象となるショッピングサービス利用後に、第64条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消しの後最初に到来する締切日までの期間は、第70条に定める手数料が発生し、本会員には、これをお支払いいただきます。

第4節 ショッピング利用代金の分割払い

第74条（分割払いの指定）

- 1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
 - (1) 加盟店の店頭におけるご利用の際、カードサービス利用の都度分割払いをその場で指定する方法（なお、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による本号に定める分割払いの指定はできません）
 - (2) 会員が、各ショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに支払区分の変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、ショッピング利用代金の支払区分を分割払いに変更する方法（但し、ボーナス払いからの変更申し出があった後、ボーナス払いの支払期日の締切日までに本会員と当社とのdカード契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います）
- 2 会員が前項第2号の指定をしたときの手数料及び分割支払金額等については、1回払い及び2回払いから変更をするときは、ショッピングサービス利用の際に分割払いの指定があったものとして取り扱い、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス払いから変更をするときは、ボーナス払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとして取り扱います。
- 3 会員は、第1項に基づき分割払いの指定をした後、当社が定める日までに、変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、支払回数の変更若しくはボーナス併用分割払いへの変更又はその両方の変更をすることができます。

第75条（手数料等）

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別表のとおりとなります。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

第76条（支払総額及び支払期日）

分割払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるケータイ iD 又は d

カードを使用した取引の代金に前項の分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記ショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、第33条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第77条（ボーナス併用分割払い）

ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、最初に到来したボーナス支払月からお支払いいただきます。この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのケータイiD又はdカードを使用した取引代金の50%とし、本会員は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）した金額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。但し、当社が認めた場合には、ボーナス支払月については、夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれかから、ボーナス支払月の加算総額については、1回当りのケータイiD又はdカードを使用した取引代金の50%以内で、それぞれお客様が指定することができます。

第78条（繰上返済）

本会員は、後記に定める繰上返済の可否及び方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりケータイiD又はdカードを使用したショッピング利用代金の分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社指定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第79条（サービス利用後の取消し等）

分割払いの対象となるショッピングサービス利用後に第64条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消し日の後最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第75条に定める手数料が発生し、本会員にはこれをお支払いいただきます。

〈第3章 その他〉

第80条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が日本国内の加盟店と見本又はカタログ等により商品の購入又はサービス提供（以下総称して「商品等」といいます）の取引を行った場合において、引き渡された商品等が見

本又はカタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

第81条（支払停止の抗弁）

- 1 本会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス払いにより購入した商品等（商品、権利、役務を含み、権利については割賦販売法の指定権利に限ります）について次に掲げる事由があるときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。
 - （1）商品等の引渡し又はサービスの提供がなされないこと
 - （2）商品等に瑕疵（欠陥）があること
 - （3）その他商品等の販売又は提供について、会員と加盟店との間で法的な根拠のある紛議が生じていること
- 2 当社は、本会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに指定の手続きを採ります。
- 3 本会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めてください。
- 4 本会員は、本条第2項の申し出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面及び資料がある場合はその資料を当社に提出するよう努めてください。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力してください。
- 5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払いを停止することができません。この場合、dカードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。
 - （1）売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき
 - （2）リボルビング払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - （3）分割払い、2回払い又はボーナス払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - （4）本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
- 6 本会員は、当社がショッピング利用代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いをご継続ください。

第3部 キャッシングサービス

〈第1章 キャッシングサービスの利用方法〉

第82条（利用方法の種類）

キャッシングサービスの利用方法には、次の方法があります。

（1）「キャッシングリボ」

キャッシング利用代金を毎月定額のリボルビング払いにより返済することを前提として現金を借り受ける方法

（2）「海外キャッシュサービス」

キャッシング利用代金を一括して返済することを前提としてカードを使用して日本国外において現金を借り受ける方法

第83条（支払方法の指定）

日本国外におけるキャッシングサービスのご利用は、海外キャッシュサービスによるものとします。但し、会員が海外キャッシュサービスを利用した後、後記に定める方法により、当社が定める日までに、当社が定める方法により、キャッシングリボへの変更を申し出た場合で、当社がこれを適当と認めたときは、キャッシングリボに変更することができます。この場合、当社は、利息の計算につき、変更の申込みを当社が確認した日までを海外キャッシュサービスの利用、変更の申込みを当社が確認した日の翌日以降をキャッシングリボの利用と指定されたものとして取り扱います。

〈第2章 キャッシングリボ〉

第84条（キャッシングリボの利用方法・取引目的）

会員は、キャッシングリボとして、後記に定める方法により、日本国内において、第11条第2項第5号のキャッシングリボの利用枠（以下「キャッシングリボ利用枠」といいます）の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。

第85条（キャッシングリボの利率及び利息の計算）

- 1 キャッシングリボの利率は、当社指定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。

- 2 本会員がdカードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。
- 3 本会員は、キャッシングリボの借入金について、キャッシングサービスの利用日の翌日から当社所定の締切日までの日々の残高に対し、前2項の利率により算出された利息(年365日(閏年は366日)の日割計算、付利単位100円)を支払うものとします。

第86条(キャッシングリボの借入金の支払い)

- 1 キャッシングリボの借入金の返済方法は、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて当社が設定又は変更することができるものとします。但し、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月元金増額返済にすることができます。
- 2 本会員は、キャッシングリボの借入金の返済として、当社が指定した返済元金、前条第3項の利息及び第88条のATM手数料との合計金額を第33条の定めに従い、前条第3項に規定される締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

第87条(キャッシングリボに関する特約)

会員が本規約に基づくキャッシングリボの借入金残高がある状態で、新たにキャッシングリボの借入れをしたときは、当社は、従前の借入金残高と新たな借入額の合計額に相当する金額の借入れをしたものとして取り扱います。

第88条(ATM機利用時の手数料)

- 1 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM機等を利用してキャッシングリボで、現金を借り受け、または臨時に返済する場合、法令の範囲内で当社が定めるATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボの借入金等と同時に支払いただきます。
- 2 ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は108円(税込)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は216円(税込)とします。

〈第3章 海外キャッシュサービス〉

第89条(海外キャッシュサービスの利用方法・取引目的)

- 1 会員は、海外キャッシュサービスとして、後記に定める方法により、dカードを使用して日本国外において、第11条第2項第6号の海外キャッシュサービスの利用枠(以下「海外キャッシュサービス利用枠」といいます)の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。

2 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第34条の定めにより換算された円貨とします。

第90条（海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算）

- 1 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。
- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金について、借入日の翌日から支払期日までの期間に対して前項の利率により算出される利息（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位100円）を支払うものとします。

第91条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）

- 1 海外キャッシュサービスの借入金の返済方法は、元利を一括した1回払いとなります。
- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金の返済として、毎月の締切日までの借入金、前条第2項の利息及び第92条のATM手数料との合計金額を、第33条の定めに従い、当該締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

第92条（海外キャッシュサービスのATM機利用時の手数料）

会員は、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して現金を借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関が日本国内に設置しているATM機等若しくは、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して臨時に返済する場合、第88条の定めに従うものとします。

〈第4章 キャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

第93条（繰上返済）

本会員は、後記に定める繰上返済の方法及び条件により、キャッシング利用代金の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第94条（遅延損害金）

本会員がキャッシング利用代金の支払いを遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、それぞれ年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第95条（キャッシング利用時及び支払い時の書面の交付）

- 1 本会員は、貸金業法第17条第1項及び同法第18条第1項に規定される書面（以下総称して「17条書面等」といいます）に代わって、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される要件を満たす、第33条第4項に規定する利用代金明細情報の書面が交付されることを承諾するものとします。
- 2 前項の承諾をした本会員は、いつでも前項に定める書面の交付に関する承諾を撤回することができるものとします。なお、その場合に交付される17条書面等は、当社が別途指定する日より交付を開始(若しくは再開)するものとします。
- 3 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は本条第1項に基づき当社が交付する書面に記載する返済期間、返済期日、返済回数又は返済金額は、当該書面に記載されたキャッシングサービスの利用の後に行われる追加利用又は繰上返済等により変動することがあります。

※ 貸金業法施行日以前にdカード契約を締結した本会員は、当社から上記第95条第1項の記載事項に関する通知の送付を初めて受領した後1か月以内に、当社に対して異議を申し立てることができるものとし、異議を申し立てない場合には、上記第95条第1項の承諾をしたものとみなします。

附則（2015年10月5日）

- 1 この改定規約は2015年11月20日より実施します。
- 2 前項にかかわらず、改定規約中ポイントプログラムに関する規定は、2015年12月1日より適用するものとします。
- 3 当社は、2015年11月19日までに第8条に基づき本会員が当社へ届出したケータイiD利用番号の契約者名義とdカード契約の名義が同一の場合、届出していたケータイiD利用番号を本会員のご利用携帯電話番号として取り扱います。

附則（2016年9月28日）

- 1 この改定規約は2016年9月28日より実施します。

附則（2017年2月14日）

- 1 この改定規約は2017年2月14日より実施します。

附則（2017年3月28日）

- 1 この改定規約は2017年3月28日より実施します。

附則（2017年7月10日）

- 1 この改定規約は2017年7月10日より実施します。

但し、第50条5項の規定は2017年10月10日より適用します。

附則（2017年11月24日）

- 1 この改定規約は2017年11月24日より実施します。

附則（2018年10月9日）

1 この改定規約は2018年10月9日より実施します。

附則（2018年11月20日）

1 この改定規約は2018年11月20日より実施します。

以上

【キャッシングサービス】

1. キャッシングリボ・海外キャッシングサービスのご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が指定する ATM 等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	×	—
あとから申込みを行い、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

※キャッシングリボ・海外キャッシングサービスは、dカードのみ対応しています。ケータイiD及びカード型iDではご利用できません。

2. キャッシングリボ・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	毎月元金定額返済又はボーナス月元金増額返済併用	最長4年3か月・51回（ご利用枠50万円、元金定額毎月返済額1万円、50万円ご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0%
海外キャッシングサービス	元利一括返済	23日～56日（但し暦による）・1回	実質年率18.0%

※ 担保・保証人…不要

※ 元本・利息以外の金銭の支払い…A T M手数料（取扱金額1万円以下：108円、取扱金額1万円超：216円（消費税等を含みます））・決済口座の残高不足等による再振替等を行う際にかかる費用（別途当社の定める金額）。

※ 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

※ 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

※ 毎月の返済額は、締切日時点でのご利用残高により変更となる場合があります。

締切日時点のご利用残高が50万円超かつ毎月返済金額が1万円の場合は2万円へ変更。なお、ご利用残高によって、一度上がったご返済額はご利用残高が減っても下がりません。

【ショッピングサービス】

1. 分割払いの返済方法・回数、手数料率等

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (か月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金 100円当りの 分割払手数料 の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

2. 分割払いのお支払い例

利用代金50,000円、10回払いの場合

(1) 分割払手数料 … 50,000円 × (6.70円/100円) = 3,350円

(2) 支払総額 … 50,000円 + 3,350円 = 53,350円

(3) 分割支払額 … 53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

3. リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等

弁済時期 毎月15日に締め切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、一定の元金に手数料を加えてお支払いただきます。

・手数料率 実質年率15.0%

・弁済金算定方法 会員があらかじめ指定した毎月の指定支払額（元金）に、締切日のリボルビング払い利用残高に15.0%をかけて、年365日（閏年は366日）で日割り計算した手数料を加えた金額とします。

4. 随時リボルビング払い（店頭リボ払い）及び事後リボルビング払い（あとからリボ）のお支払い例

（指定支払額1万円、実質年率15.0%の場合）

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- (1) 指定支払額…10,000円
- (2) 手数料…ありません
- (3) 弁済金…10,000円（1）
- (4) お支払い後残高…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

- (1) 手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）… $50,000円 \times 15.0\% \times 25日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$
- (2) 指定支払額…10,000円
- (3) 弁済金…10,595円（(1) 595円+ (2) 10,000円）
- (4) お支払い後残高…30,000円（40,000円－10,000円）

5. 自動リボルビング払い（こえたらリボ）のお支払い例

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- (1) 指定支払額…10,000円
- (2) 手数料…ありません
- (3) 弁済金…10,000円（1）
- (4) お支払い後残高…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

- (1) 手数料（10月11日～10月15日までの分。9月16日から10月10日までの分は手数料がかかりません）… $40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 82円$
- (2) 指定支払額…10,000円
- (3) 弁済金…10,082円（(1) 82円+ (2) 10,000円）
- (4) お支払い後残高…30,000円（40,000円－10,000円）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法

	リボルビング 払い	分割払い	キャッシング リボ	海外キャッシング サービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ (全額返済のみ可)	○	—
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※3 海外キャッシングサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、海外キャッシングサービスの元本・利息等を合わせた合計額のみ返済が可能です。

※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用dカード又は家族会員用dカードのカード会員番号を用いて当社の提携金融機関のATMで繰上返済を行わせることができます。家族会員用dカード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関のATMで繰上返済の手続きの全部又は一部(手続きが途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のdカード及び家族会員用dカードならびにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

- ・商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- ・本規約についてのお問合せ、ご相談及び第81条第4項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

<dカードセンター>電話番号0120-088-360

(支払停止の抗弁に関する書面の送付先)

〒542-8711 日本郵便大阪南支店私書箱第57号

dカードセンター お支払相談デスク 宛

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-9-15

電話番号 03-5739-3861

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(本会員)は、以下の事項に同意します。

①貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
7. 前各号の共生者
8. その他前各号に準ずる者

②自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

③上記①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、またはそのおそれがあると貴社が判断する場合には、貴社が調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることを承諾し、これに応じるものとします。

④私が次の各号のいずれかに該当する場合には、dカードサービスの利用が停止され、またはdカード契約の解約により会員資格を喪失しても異議を申しません。また、その場合、当然に本規約に基づく債務にかかる期限の利益を失うことを承諾し、貴社に対する一切の

未払債務を直ちに支払うものとします。

1. 上記①の各号のいずれかに該当する場合 2. 上記②の各号のいずれかに該当する行為をした場合 3. 上記③の調査等に応じない場合 4. 上記①に基づく表明・確約又は上記③の調査等に関して虚偽の申告をした場合

⑤上記④に定める d カードサービスの利用停止、d カード契約の解約及び本規約に基づく債務にかかる期限の利益の喪失により損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

Web 明細サービス 利用特約

第1条（本特約の趣旨）

本特約は、本会員が、d カード利用規約(会員規約)(以下、「会員規約」といいます)第33条第4項に規定する利用代金明細情報（以下「特定利用代金明細情報」といいます）の書面による通知に代えて電磁的方法により提供を受けることができる「Web 明細サービス」（以下、「本サービス」といいます）を利用するための特約を定めたものです。なお、本特約で特に定義されていない用語については、本会員が承認済みの会員規約の語句の定義にしたがうものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する本会員は、本利用特約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービスの利用を希望する本会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

第3条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類及び内容）

本サービスを利用する上で必要となるサービス利用環境は、d カードのホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、当社がサービス利用環境を変更した場合、本会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

第4条（特定利用代金明細情報の確認方法）

1 本会員は、当社が指定するウェブサイトアクセスし、特定利用代金明細情報をダウンロードの上閲覧するものとします。なお、本会員は必要に応じてダウンロードした特定利用代金明細情報を保存、印刷してください。

2 当社は、本会員が希望した場合に、特定利用代金明細情報を閲覧可能な状態にした旨の電子メールを、本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話端末又は会員が、d カードサービスにかかるポイントプログラムの提供を受ける d アカウントと

して、d ポイントクラブ会員規約に従い当社へ届け出た d アカウントにかかるメールアドレスへ、送信することとします。

第5条（電子メールアドレス）

ケータイ iD 異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者である本会員が、当社から当該会員宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、又は必要に応じて変更の手続きを行うものとします。

第6条（本サービスの利用の解約）

1 本会員が本サービスの利用の解約を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします。

2 本会員が、当社が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、本会員は速やかに本特約を解約するものとします。

3 当社が、本会員に対して本サービスの利用を認めることが不適當であると判断したときは、当社は、当該会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本特約を解約することができるものとします。

4 本会員が d カード契約を解約した場合は、本特約も、同時に解約したものとみなします。

第7条（特約の変更）

当社は、法令で認められた範囲内で、当社が適當と判断する方法で、本特約を変更できるものとします。

第8条（会員規約の適用）

本特約は、会員規約の一部であり、本会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

個人情報の取り扱いに関する同意事項

株式会社 NTT ドコモ（以下、「当社」といいます）は、本会員（本会員になろうとするお客様を含みます。以下同じ）及び家族会員（家族会員になろうとするお客様を含みます。以下同じ）（以下総称して「お客様」といいます）の個人情報を本同意事項に記載のとおり取り扱いますので、ご確認の上お申込みください。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) 当社は、包括信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与に関するサービス及び金銭の貸付け等に関するサービス並びにこれらのサービスに関連するサービス（以下、これらのサービスをまとめて「クレジット関連サービス」といいます）の提供等にあたり、次の利用目的の達成に必要な範囲内で下記（2）に記載の個人情報を取り扱います。また、個人情報の取得にあたっては適法かつ公正な手段を用います。

個人情報の利用目的	利用する個人情報
① クレジット関連サービスの提供にあたっての与信判断及び与信後の管理その他関連する業務のため	下記（2）①～⑪に記載の個人情報
② クレジット関連サービスに係るお申込み時及びサービスご利用時等における本人確認等又は家族確認のため	下記（2）①、②、④、⑤、⑦～⑪に記載の個人情報
③ クレジット関連サービスの提供、商品・サービス（クレジット関連サービス以外のサービスを含みます）に関する各種ご案内（業務提携先、d カードサービス又は付帯サービスの利用できる加盟店のサービス等に関するご案内を含みます）、広告の表示・配信、各種アンケートの実施及び謝礼等の発送、キャンペーンその他の販売促進施策等実施、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選及び景品の発送その他お知らせの実施のため	下記（2）①、②、④、⑦～⑪に記載の個人情報
④ 販売状況・ご利用状況等の調査・分析、各種販売施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新商品また新サービス（クレジット関連サービス以外のサービスを含みます）に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・対応サービス向上のための調査・分析その他各種調査・分析の実施のため	下記（2）①、②、④、⑦～⑪に記載の個人情報
⑤ ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため	下記（2）①、②、④、⑤、⑦～⑪に記載の個人情報

⑥ 不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため	下記（２）①～⑪に記載の個人情報
⑦ 当社がクレジット関連サービスに基づきお客様に対して取得する債権及び権利の処分及び担保等差入れその他取引のため	下記（２）①～⑨、⑪に記載の個人情報
⑧ システム障害・事故等発生時の調査・対応のため	下記（２）①～④、⑥～⑨、⑪に記載の個人情報

なお、当社はおお客様とのクレジット関連サービスに関する契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

また、当社は、クレジット関連サービスの提供等にあたり取得した個人情報を、他の事業分野に関して公表している個人情報の利用目的の範囲内で取り扱うことがあります。

（２）当社は、次の個人情報（第三者から取得したものや他の事業分野において取得したものを含まず）を上記（１）に記載の目的で利用します。

①氏名・住所・生年月日等の情報

氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報

②お申込み状況、ご利用状況等に関する情報

- ・クレジット関連サービスに係る申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報
- ・クレジット関連サービスに係る利用日・利用店名・利用金額・支払回数等のご利用状況及び契約内容に関する情報

③信用情報

お客様から申告して頂いた年収（世帯年収を含みます）、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況（電気通信サービスのご利用料金等に係るお支払状況を含みます）、クレジット関連サービスに係るお支払状況及び返済状況等のお客様の返済能力に関する信用情報

④サービスの提供等に付随して取得した情報

ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等クレジット関連サービスの提供等に付随して取得した情報

⑤公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報

本人確認に関する法令に基づく本人確認書類（運転免許証、パスポート等）に記載された情報及び本人確認等手続きに関する情報

⑥公開情報

官報や電話帳等により一般に公開されている情報

⑦電気通信サービスのご利用料金等に関する情報

ご請求金額・お支払方法等の電気通信サービスのご利用料金等に関する情報

⑧電気通信サービスの内容に関する情報

電気通信サービスに関する情報、付加サービスに関する情報、会員制サービスに関する情報、その他通信機器本体の機能を利用して提供される各種サービスに関する情報

※上記各情報には、各種サービス・商品の利用状況・購入状況に関する情報も含まれます。

⑨ご利用の通信機器本体等に関する情報

通信機器の機種名、製造番号等のご利用の通信機器本体に関する情報

⑩評価情報

お客様のクレジット関連サービスに係るご利用状況その他当社がサービス提供等に
伴い取得する情報（電気通信サービスのご利用料金等に係るお支払い状況を含みま
す。）を基礎に、当社が独自の基準で分析した情報

⑪その他第三者から取得した情報

(3) 当社が他の事業者から委託された業務を実施するにあたって取り扱う個人情報については、当該業務の実施に必要な範囲内で取り扱います。

(4) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、上記利用目的以外の目的のために個人情報を取り扱うことがあります。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2. 個人信用情報機関への登録・利用

(1) 本会員は、本会員（本会員になろうとするお客様を含みます。以下同じ。）に関する下記＜登録される情報とその期間＞の「登録情報」欄記載の個人情報（その履歴を含みます）を、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者であって、下記＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞に表示される業者を

いい、以下、「加盟信用情報機関」といいます) 及び加盟信用情報機関と提携する下記<提携先信用情報機関の名称・所在地・電話番号>に表示される個人信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます)に照会し、本会員及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

- (2) 本会員は、加盟信用情報機関により定められた情報(下記<登録される情報とその期間>の「登録情報」欄記載の情報、その履歴を含む)を、下記<登録される情報とその期間>の「登録の期間」欄記載の期間登録されること、並びに登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。
- (3) 加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員は、上記2(2)により加盟信用情報機関が登録した情報を、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員の規則順守状況のモニタリング等個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内で相互に提供し又は利用します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間	
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
① 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報	左欄②～④の登録情報のいずれかが登録されている期間	左欄②～⑤の登録情報のいずれかが登録されている期間
② 本契約に係る申込をした事実	当社が照会した日より6ヵ月間	当社が照会した日より6ヵ月以内
③ 本契約に係る客観的な取引事実	クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④ 債務の支払いを延滞した事実	クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	クレジット関連サービスに係る契約期間中及び同契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内

※上記に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

個人信用情報機関	登録する情報
株式会社シー・アイ・シー	<p>氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。</p> <p>契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。</p> <p>利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。</p>
株式会社日本信用情報機構	<p>本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込に関する情報（申込日、申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）。</p>

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414

※携帯電話・PHS・IP電話からはご利用になれません。

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

○名称：株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号

住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途通知し、本会員の同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

○名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び全国銀行個人信用情報センターの三機関は相互に提携しています。

3. その他の個人情報の第三者提供等

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、個人情報を第三者に提供することがあります。
- ①本人から同意を得た場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - ⑤国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 当社は、クレジット関連サービスにおける与信判断及び与信後の管理その他関連する業務の一部を当社の業務委託先に委託しており、利用目的の達成に必要な範囲内で、上記1(2)①～⑩に記載の個人情報を当該業務委託先に提供いたします。
- (3) お客様が当社の提供するクレジット関連サービス又は他のクレジット関連サービス提供会社が提供するクレジット関連サービス（当社のクレジット関連サービスで利用する携帯電話の IC カードを用いたクレジット関連サービスに限ります）を利用する際に、以下の第三者が携帯電話の IC カードを通じて以下の情報を取得することがあります。
- ①取得する第三者
お客様がクレジット関連サービスの提供を受ける iD の標章を掲示している加盟店（以下、「iD 加盟店」といいます）なお、iD 加盟店に関する情報については、当社のホームページに掲載しております。
 - ②提供される情報の内容
お客様のカード番号及び生年月に関する情報
 - ③第三者における利用目的
クレジット関連サービスの利用状況の把握及び分析のため
- (4) お客様がクレジット関連サービスの利用のために届け出た携帯電話番号に係る電気通信サービスの契約名義人がお客様と異なる場合、当社は、当該契約名義人に対して、当該契約名義人に、クレジット関連サービスに係る契約内容を確認していただくため、またはクレジット関連サービスのうち、ポイントサービス、各種優待サービスその他の付帯サービス、お客様向け各種施策（以下、総称して「付帯サービス等」といいます）において特典を付与するために、お客様の氏名・住

所・クレジット関連サービスのお申込み状況、ならびにご利用状況等の情報を提供することがあります。

- (5) 当社は、クレジット関連サービスのうち、保険会社により提供される保険に係るサービス及び当社が提供する各種補償に係るサービス（以下、総称して「保険等サービス」といいます）の提供等のために、以下の第三者からの要請に応じて以下の情報を提供することがあります。

①提供する第三者

当社のホームページに掲載する保険会社

②提供する情報の内容

1 (2) ①、②及び④に記載の個人情報

③第三者における利用目的

お客様のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認のため

- (6) 当社は、付帯サービス等の提供等のために、以下の第三者からの要請に応じて以下の情報を提供することがあります。

①提供する第三者

付帯サービス等に係る当社の提携先（提携先と提携関係のある者を含みます）

②提供する情報の内容

1 (2) ①、②及び④に記載の個人情報

③第三者における利用目的

付帯サービスの対象となるお客様のお申込み状況・ご利用状況の把握・確認のため

- (7) 当社は、本会員が家族会員によるクレジット関連サービスのご利用状況を把握・確認するために、当該家族会員に関する1 (2) ①、②及び④に記載の個人情報を本会員に提供することがあります。

- (8) ETC カードを利用されるお客様について、下記＜ETC システム提供事業者＞が ETC カードの利用に係る料金を本会員に直接請求する必要がある場合、当社は、お客様の1 (2) ①に記載の個人情報のうち氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に関する情報を下記＜ETC システム提供事業者＞に提供します。

＜ETC システム提供事業者＞

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社、都道府縣市町村である道路管理者のうち、当社の指定する者

4. 個人情報の開示・訂正等

- (1) 当社は、個人情報の本人から、自己に関する個人情報の開示の求めがあった場合

には遅滞なく対応いたします。

- (2) 万が一当社が登録している個人情報の内容に誤りがあった場合には、当社は、遅滞なく訂正又は削除に応じます。なお、開示・訂正等の手続き方法及び受付窓口等については当社のホームページに掲載しております。
- (3) 個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

5. 会員契約が不成立の場合

会員契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、上記1（1）及び2に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

6. 本同意事項等に不同意の場合

- (1) 当社は、お客様が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本同意事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。
- (2) 但し、ダイレクトメール等による宣伝物の送付等に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることはありません。

7. 利用中止の申出

お客様がダイレクトメール等による宣伝物の送付等を希望されない場合、当社に対しその中止を申出することができます。但し、クレジット関連サービスに関するご利用代金明細書等に同封されるカード番号の更新に係るメール等業務運営上必要なご案内等の送付を除きます。中止のお申出は、下記連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

	連絡先	受付時間
d カード会員	d カードセンター 0 1 2 0 - 3 0 0 - 3 6 0（無料）	午前10時～午後8時 ※但し、午後6時～午後8時については、一部受付できない業務があります。
d カード GOLD 会員	d カードゴールドデスク 0 1 2 0 - 7 0 0 - 3 6 0（無料）	

8. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口

当社の個人情報の取り扱いにつきまして、ご意見・ご要望がございましたら、当社の相談窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、相談窓口は当社のホームページに掲載しております。

9. 本同意事項の変更

本同意事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

d カードサービスご利用上の注意

本注意事項は、d カードサービスをご利用いただく際に特に注意が必要な事項を説明するものです。d カードサービス又は付帯サービスの詳細についてご不明な点がある場合、必ず d カードのホームページ等でご確認ください。

・i モード版 d カードアプリの提供終了について

i モード版 d カードアプリは、2019 年 2 月下旬をもって提供を終了いたします。提供終了に伴い、i モードケータイにおいて、カード情報設定機能、お預入れ機能等がご利用いただけなくなるため、i モードケータイでの d カード (iD) のご利用は、2019 年 2 月時点で登録されているカード情報の有効期限までのご利用となります。

・i モード向け d カードサイトの一部メニューの提供終了について

i モード向け d カードサイトの一部メニュー(「d カード GOLD へのアップグレードお申込み」、「ETC カードのお申込み」等)、の提供を、2019 年 2 月下旬をもって終了いたします。ご希望の方は、PC サイト又はお電話でのお申込みをお願いします。

くわしくは d カードのホームページ (<https://d-card.jp/st/>) にてご確認ください。

1. 「d カード利用規約 (会員規約)」を必ずご確認ください。
2. 当社は、お申込み者のうち当社の審査を通った方 (以下「本会員」といいます) に、クレジットカード (以下「カード」といいます) を発行します。本会員の d カードサービスのサービス区分 (d カード又は d カード GOLD)、年会費、利用枠、支払期日等は、カード同封物でお知らせします。
3. iD サービス (iD/NFC 機能含む) のご利用には、対応携帯電話端末又はその他対応機器等及び別途当社所定の方法による利用準備が必要です。
4. d カードサービスのご利用代金の請求・お支払いは、当社の携帯電話料金の請求・お支払いとは合算されません。(お支払期日・支払方法等が異なります)
5. d カードサービスのご利用代金の内訳等のご利用代金明細書 (リボ払いやキャッシングのご利用に関する情報が含まれる月のご利用料金明細書は除きます) は別途お申込みのない限り郵送されませんので、d カードの会員専用ホームページでご確認ください。(会員専用ホームページの利用には、別途利用登録が必要です) なお、本会員の方から別途お申込みいただくことにより、ご利用料金明細書をご指定の場所へ郵送することも可能です。(別途発行手数料がかかります)。
6. 会員 (本会員及びその家族会員の総称をいいます。以下同じ) のご本人確認のために使用する d カードサービスの各種暗証番号 (以下「暗証番号等」といいます) は、不正利用防止のため絶対に他人 (家族会員用の暗証番号等については本会員を除きます)

に知られないよう十分注意して管理してください。各種手続きにおいて会員の暗証番号等が入力されたときは、当社は当該手続きが当該会員によりなされたものとして取扱います。暗証番号等は、生年月日、電話番号など他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に変更することをおすすめします。また、会員番号及びその有効期限についても、不正利用防止のため他人（家族会員用の会員番号及びその有効期限については本会員を除きます）に知られないよう十分注意して管理してください。

7. 会員の会員番号等のカード情報の登録が完了している携帯電話端末等（以下「ケータイ iD」といいます）又はカードの盗難・紛失の際は、速やかに当社及び最寄警察署にお届けください（お届けがない場合には、不正利用による本会員の損害補てんの対象外となりますのでご注意ください）。また、ご利用の携帯電話端末等に搭載された機能に応じて、ケータイ iD の遠隔停止機能等の必要な措置を講じてください。
8. ケータイ iD は、第三者に使用されないよう十分注意して管理してください。また、不正利用防止のためケータイ iD 又は「ドコモ UIM カード (TypeA/B 方式)」に搭載された機能に応じて、あらかじめ IC カードロック機能を利用するなどの措置をとってください。
9. ケータイ iD は、以下（１）～（５）の場合であっても、ケータイ iD に搭載されている IC チップに会員のカード情報が記録されている場合、d カードサービスが利用できる状態にあります。第三者に不正利用された場合でも、その d カード利用代金は本会員の負担となりますので、下記（１）～（５）の場合、会員は、ケータイ iD 及び「ドコモ UIM カード (TypeA/B 方式)」の IC チップに記録されているカード情報を必ず削除してください。
 - （１）携帯電話端末等を機種変更（契約変更その他ケータイ iD サービスに使用する携帯電話番号を別の携帯電話端末等で利用する場合を含み、以下同じとします）する場合。但し、当社が別に定める「お預入れ機能」を利用して機種変更後の新携帯電話端末等への会員情報の移行を行うときを除きます。
 - （２）ケータイ iD を利用する携帯電話（以下「ケータイ iD 利用番号」といいます）の契約が名義変更・利用停止・契約解除・i モード廃止・sp モード廃止となる場合
 - （３）会員と携帯電話回線の契約名義人が同一でない場合であって、携帯電話回線の契約名義人がケータイ iD 利用番号の登録抹消を当社に申し出るとき
 - （４）d カードサービスを利用停止又は d カード契約を終了した場合
 - （５）ケータイ iD 利用番号の抹消を当社に申し出た場合
10. 第三者が会員の暗証番号等、又はケータイ iD を使用して d カードサービスを利用した場合でも、会員の責めに帰すことができない事由による場合を除いては、当該 d カードサービスの利用は当該会員自身のご利用として取り扱われ、本会員は d カード利用代金の支払いを免れることができませんので、ご注意ください。

11. 当社は、d カードサービスの提供にあたり必要な事項に係るご案内のために、電子メールを、本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話端末又は会員が、d カードサービスにかかるポイントプログラムの提供を受ける d アカウントとして、d ポイントクラブ会員規約に従い当社へ届け出た d アカウントにかかるメールアドレスへ、お送りすることがあります。また、本会員の d カードサービスに係る契約が終了した後においても、同様にご案内の電子メールをお送りすることがあります。
12. d カードサービスに関するお問い合わせにつきましては、d カードのホームページに掲載の連絡先までお問い合わせください。